京都市印鑑条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和2年3月30日

京都市長 門 川 大 作

京都市規則第 101号

京都市印鑑条例施行規則の一部を改正する規則

京都市印鑑条例施行規則の一部を次のように改正する。

第1条第2項第1号及び同項第5号中「印鑑登録」を「認可地縁団体印鑑登録」に改める。

第3条を次のように改める。

(登録の申請の確認)

- 第3条 条例第5条第1項の規定による確認は、回答すべき期限を付して、文書により印鑑登録を受けようとする者に照会し、これに対する回答書(第1号様式)の提出及び次の各号のいずれかの書類の提示を求める方法により行うものとする。
 - (1) 官公署が発行した免許証,許可証又は身分証明書その他これらに類する書類で本人の顔写真を貼り付けたもの
 - (2) 在留カード又は特別永住者証明書
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、印鑑登録の申請が本人の意思に基づくものであることを確認する書類として区長が適当と認めるもの
- 2 前項の規定にかかわらず、条例第5条第1項の規定による確認は、本人が、条例第4 条第1項の規定による申請をするため出頭した際、前項第1号又は第2号に掲げる書 類の提示を求める方法により行うことができる。
- 3 条例第5条第3項に規定する別に定める書類は、次に掲げるものとする。
 - (1) 登記事項証明書その他成年後見人であることを証する書類
 - (2) 成年後見人に関する次のいずれかの書類
 - ア 第1項第1号又は第2号に掲げる書類
 - イ 第1項第3号に掲げる書類のうち2以上のもの
- 第13条第1号中「第11条第3号から第5号まで」を「第11条第3号及び第5号」 に改め、同条第2号を同条第3号とし、同条第1号の次に次の1号を加える。
 - (2) 条例第11条第4号に該当するとき(印鑑登録を受けている者が失そうの宣告を受けたことを区長が知ったときに限る。)。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

(文化市民局地域自治推進室)